

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和6年10月30日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年10月30日（水） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

第5 議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで（提案説明）

第6 組合行政一般に対する質問

16番 伊藤幾子 議員

第7 議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで（質疑・委員会付託）

~~~~~

### 会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

出席議員（18名）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理子

9番	川	西	美 恵 子	10番	尾	島	勲
11番	山	根	政 彦	12番	谷	口 雅	人
13番	柳		正 敏	14番	橋	本	恒
15番	寺	坂	寛 夫	16番	伊	藤 幾	子
17番	長	坂	則 翁	18番	上	杉 栄	一

~~~~~

欠 席 議 員 ( な し )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		鹿 田 哲 生
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 一 村 泰 志   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 谷 島 孝 子   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任     | 稲 田 直     |

~~~~~

午前10時0分 開会

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定

例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告します。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

議員の異動についてです。

岩美町議会選出の足立義明議員から、議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、令和6年7月26日付で議長より辞職を許可されました。欠員となりました岩美町議会選出議員につきましては、令和6年7月26日、岩美町議会において選挙が行われ、橋本恒議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第1 議席の指定

◆西村紳一郎 議長 日程第1、議席の指定を議題とします。

今回選出されました橋本恒議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、14番に指定します。

第2 会期の決定

◆西村紳一郎 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月31日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は2日間に決定しました。

第3 常任委員の選任

◆西村紳一郎 議長 日程第3、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、14番橋本恒議員を環境衛生委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、橋本恒議員を環境衛生委員に選任することに決定しました。

第4 議会運営委員の選任

◆西村紳一郎 議長 日程第4、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、14番橋本恒議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、橋本恒議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

第5 議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで（提案説明）

◆**西村紳一郎 議長** 日程第5、議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで、以上4案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会定例会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、本組合における共同処理事務の取組状況についてご報告いたします。

本組合が取り組んでおります各種の共同処理事務は、組織市町の御理解と御協力により、全般にわたって順調に推移しているところです。特に、老朽化と併せ耐震性の確保が課題となっている消防庁舎につきましては、「消防庁舎整備基本方針」に基づき、計画的に整備を進めております。今後も、地域住民の皆様の安全・安心を確保するため、組織市町と一体となって、取組を進めてまいります。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第13号は、令和6年度一般会計補正予算であります。主なものとして、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の増額、また高機能消防指令センター整備事業費の減額を行うものです。さらに、債務負担行為の補正としまして、包括民間管理委託する因幡浄苑の管理運営費の追加、併せて先に申し述べました高機能消防指令センター整備事業費の限度額の変更を行うものです。

議案第14号は、令和5年度の一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付すものです。

議案第15号は、高機能消防指令センター更新業務の業務委託契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第16号は、危険物許可施設に設置する消防用設備の取扱いについて確認を受けた際に、誤った回答をしたことにより、相手方が既設の設備を撤去したこと等における損害賠償の額及び和解について、必要な議決を求めるものです。

以上、今回提案しました議案について、その概要を御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

第6 組合行政一般に対する質問

◆**西村紳一郎 議長** 日程第6、組合行政一般に対する質問を行います。

議長に発言通告書が提出されておりますので、発言を許可します。

16番、伊藤幾子議員。

〔16番伊藤幾子議員 登壇〕

◆**16番伊藤幾子 議員** おはようございます。16番、伊藤です。通告に従って質問を行います。

1つ目、PFOS等含有泡消火薬剤についてです。

発がん性が疑われ、航空燃料火災用の泡消火剤や、フライパンの表面加工、半導体製造などに使われている合成化学物質の有機フッ素化合物PFASによる汚染が米軍基地や自衛隊基地、関係工場、産業廃棄物処理場の周辺の河川湧水や土壌、飲用水から確認され、健康への影響が大きな問題となっています。

PFASについては、その一部のPFOS、PFOAなどで発がん性等が指摘され、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により、平成21年にPFOSが、令和元年にはPFOAが製造及び使用が原則禁止となりました。締結国である日本においても、PFOSは平成22年、PFOAが令和3年に原則禁止となっています。

消防関連で言えば、泡消火薬剤にPFOS等が含まれていた可能性があり、消防庁は令和4年度末までにすべて廃棄するよう、令和2年6月に通知を出しています。そこで東部消防局として、PFOS等を含む泡消火薬剤を保有していたのかどうか、もし保有していたのであれば、それらを使用した実績はあったのかどうか、お聞きをします。

2つ目、特定事業主行動計画についてです。

次世代育成支援対策推進法第19条に基づく特定事業主行動計画と、女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画の2つを統合した計画として位置付けられた本組合の特定事業主行動計画は、今年度が最終年度となっています。直近の実績では、目標項目である消防職に占める女性の割合は目標を達成。男性職員の育児参加のための休暇取得率も、令和5年度実績は目標を大きく上回っています。年次有給休暇の平均取得日数も令和5年度は目標以上になっています。

そこでこの間の取組についてどのように評価をしているのか、お聞きをします。

3つ目、とっとり安心ファミリーシップ制度についてです。

鳥取県では、県民一人一人が性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するために、令和5年10月1日から、県が受付窓口となり、とっとり安心ファミリーシップ制度が始まりました。

県内市町村においても県と連携し、とっとり安心ファミリーシップ制度で利用できる、利用しやすくなる行政サービスを広報しています。

このようなパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度は全国的にも広がってきており、消防救急関連では、救急搬送証明書の交付を本人の代わりにパートナーが申請できるという行政サービスを行っている自治体もあります。そこで、この救急搬送証明書の交付に関する行政サービスを本組合でもやる必要があると考えますが、答弁を求めます。

以上で登壇での質問といたします。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 伊藤議員のご質問にお答えをいたします。3点についてお尋ねをいただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、PFOS等の含有泡消火薬剤についてということで、東部消防局としてこのPFOS等を含む泡消火薬剤を保有していたのかどうか、もし保有していたのであれば使用実績はあったのかどうかと、このようなお尋ねをいたしました。

本組合におきましてはこれまでペルフルオロオクタンスルホン酸、いわゆる頭文字を取ってPFOS、ピーフォスと言っておりますが、このPFOSを含有した消火薬剤の保有実績はございません。本組合が保有する消火薬剤は、消火薬剤メーカーや他の消防本部等から情報収集するなどにより、職員の健康と環境等に配慮されていると確認できる薬剤を購入しております。

2点目のお尋ねであります、特定事業主行動計画についてお尋ねをいただきました。特定事業主行動計画、今年度が本組合、最終年度となっているが、この間の取組についてどのように評価をしているのかと、このよ

うなお尋ねをいただきました。

本組合の特定事業主行動計画は次世代育成支援や仕事と生活の調和の実現、さらには女性活躍の推進を目的に、令和6年度を目標年度として令和2年度に策定をしたものであります。本計画では、令和6年度末までの達成目標値を4つ掲げております。これらの目標値に対して、令和5年度末時点の達成目標ですが、先ほども少しご紹介をいただきましたが、1つ目の消防職に占める女性割合、目標値3%に対し実績値は3.2%。2つ目の男性職員の配偶者の出産休暇取得者率は、目標100%に対して実績値は100%。3つ目の育児参加のための休暇取得率については、目標値50%に対し実績値は94.7%。4つ目の職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、目標値12日以上に対し実績値は13日となっております。各項目において既に数値目標を達成しておりまして、取組の成果を上げることができているものと考えております。

3点目のお尋ねでありますとつとり安心ファミリーシップ制度についてお尋ねをいただきました。

消防関連では救急搬送証明書の交付を本人に代わりパートナーが申請をするといった行政サービスを行っている自治体もあるが、本組合でもこれをやる必要があると考えるがどうかと、このようなお尋ねであります。

お尋ねの救急搬送証明書は、救急車で誰がいつ、どこからどの医療機関へ搬送されたか、こういったことを証明するものでありまして、各種保険金の請求に必要とされているものと承知をいたしております。

本組合では現在、救急搬送証明書は救急隊が搬送した傷病者本人か同居の家族、あるいは本人から委任を受けた者の申請を受けて交付をしております。先行実施しておられます消防本部等の状況を踏まえまして、どのような在り方が適切であるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 それでは順次、質問を重ねていきます。

P F O S等含有泡消火薬剤についてですけれども、当東部消防局では保有実績はなかったと。ないから使われてなかったということで安心はしました。

これはですね、環境省のホームページにですね、2019年12月1日現在の各都道府県ごとの保有の在庫量ですね、その調査結果が公表されています。そこに消防本部における在庫量も結果として出ていまして、鳥取県では当時2,000リットルの在庫量がありました。そこに含まれるそのP F O Sの量っていうのは894グラムっていうふうに公表されています。でも、東部消防局は保有の実績がないということなので、これは中部か西部ということなのかなというふうに理解をします。

それですね、消防庁はとにかく消防署のものは廃棄をしないと、それを含まないものに更新しないと、そういう通知を出したわけですが、このP F O Sを含む泡消火薬剤、これが民間の駐車場とかでまだ設置されている可能性はあるわけですね。それで、その泡放出事故が発生した場合は、水質汚濁防止法により届出義務が生じると。そしてまたそのP F O S等が含まれていないものへの更新が進められています。それは消防本部を抱えている単独の自治体がありますよね、市独自でとか。そういうところがちゃんと市のホームページでそういった広報をされてるわけですよね。それで東部消防局は、消防署としては保有してないけれども、ちまたにはあるかもしれない。事故が起きるかもしれない。そういう状況にあるかと思いますので、ぜひとも私は消防本部の方でも、ホームページでもしっかりと他の自治体を参考にしてね、注意喚起、広報、更新するように、そういった広報をしていただきたいなと、ぜひそういった対応をしていただきたいなということは意見として言っておきます。

では次、特定事業主行動計画についてなんですけれども、目標については達成しており、成果が上がっているという答弁がありました。それでですね、1つ、男女別々の育児休業取得率、これについてなんですけれども、国がですね、令和5年6月13日付で総務省から、男性職員の育児休業の取得促進に向けた取組の一層の推進についてという通知を総務省が出してるわけですね。そこにはですね、この同じ令和5年6月13日、この日に閣議決定されたことも未来戦略方針、これにおいてですね、国地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の政府目標、これを現行の令和7年までに30%というものをですね、令和7年までに1週間以上の取得率を85%、それから消防部門では50%に引き上げ、令和12年までには2週間以上の取得率を消防部門も含めて85%に引き上げると、そういうふうにしています。

本組合における男性職員の育児休業取得率というのは、先ほどにはなかったんですけど、もう1つの女性活躍推進法に関わるところでいくと、女性の育休の取得率は当然100%なんですけれども、男性の場合は、令和5年度実績で31.6%なんですね。これを令和7年までに1週間以上の取得率を消防部門では50%、それ以外のところ85%で、次の計画に関わってくるところですけど、令和12年までには2週間以上の取得を85%に引き上げるという国の目標が示されてますから、そこに向かっていかないといけないわけですね。この今31.6%なんですけど、国の引き上げた目標に向かっていくには本組合としてはかなりの努力が私は必要だと考えますけれども、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせください。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

本組合の男性職員の育児休業取得率であります、この度新たに示されました、国の目標値であります50%に対して令和4年度実績では8.3%。令和5年度実績が31.6%となっております。このように、取得率は徐々に上昇してきているところでありますが、国の目標に対してはまだ十分な取得状況となっていないところであります。

引き続き、国が掲げております目標達成に向けて人員体制の強化や制度の周知など、より一層の努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 やはり育児休業を取ろうと思えば人員体制、本当にちゃんと強めていかないと、困難なことだと思いますし、当然、取りましょうという周知も必要だと思いますので、そこは力を入れていただきたいんですけれども、今年度で今の計画が終わるということで、次の計画を作っていかなければならない。それで、私は鳥取市議会議員ですから、鳥取市ではですね、次の計画の策定に向けて、検討委員会を立ち上げて推進チーム作って、職員アンケートも行って、計画案を検討して作るという、そういった取組を進めていると聞いています。

本組合では次期計画に向けての改訂作業、どのように進めていく考えなのか、お聞かせください。

◆西村紳一郎 議長 深澤管理者。

◆深澤義彦 管理者 お答えをいたします。

次期計画の策定に当たりましては、現在の状況や課題を整理いたしますとともに、年内に全職員を対象とした労働環境の状況や、仕事と家庭の両立などに関する課題認識についてのアンケートを実施をいたしまして、それらの意見を参考に計画の策定を行っていきたいと考えております。

引き続き職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、職員それぞれの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境づくりへの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

◆西村紳一郎 議長 16番、伊藤幾子議員。

◆16番伊藤幾子 議員 全職員に課題アンケートをされるということでもうそれはもう大変結構なことなので、ぜひやっていただいて、意見を参考に反映させていただけたらと思います。

では次、3番目のとっとり安心ファミリーシップ制度なんですけれども、どのような在り方がいいのか、他都市を参考にしながら検討していくということなんですけれども、今、委任をされた人も証明書の交付対象になっているということなので、そこにもしくは該当するのかなと思ってもみたりしましたが、ただやっぱり鳥取県がこのとっとり安心ファミリーシップ制度というものを作ってですね、それで県内市町村が連携をして取り組んでいるわけですので、やはり私はこの制度にのっとってですね、例えば鳥取市だったら市のホームページに、こういう行政サービスができますっていうのが書いてあります。そこにやっぱり、東部広域の消防局もこの救急搬送証明書の交付っていうものをね、一欄設けてですね、そういうふうに広報、周知していただくことがやっぱりこの各市町村だけじゃなくって、広域の組合も一緒にやってるんだっていうことが、住民に対して示せるのではないかなと思います。これは否定すべきことではないと思いますし、中部も西部もやられてるかどうか分かりませんが、やっぱりこれは全県挙げてやってることなので、ぜひ早急にでも私はやっていただきたいし、4町のホームページでもお知らせのところに是非とも東部広域としてのそういう欄を設けてですね、行政サービスができますよということを知らせていただきたいと思います。

1市4町の広域ということでこの議会はありますし、行政も行われてますけれども、単体の自治体のことであれば本当にアンテナを高くして、いろんなことを取り組まれているとは思いますが、広域になった途端、全県でやられていることに何か感度が鈍いんじゃないかと思ったりもしました。私は正直このとっとり安心ファミリーシップ制度のことを調べて、他の自治体では同じように市の行政サービスとして、やっぱり消防だって上げてたわけですから、だからそういうところは本当にちゅうちょなく取り組んでいただきたいなということを重ねて申し上げて、質問を終わります。

以上です。

◆西村紳一郎 議長 以上で組合行政一般に対する質問を終了します。

第7 議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで（質疑・委員会付託）

◆西村紳一郎 議長 日程第7、議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで、以上4案を一括して議題とします。

これより4案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで、以上4案は、審査のためお手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

午前10時25分 散会

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和6年10月31日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

令和6年10月31日（木） 午前10時0分開議 鳥取市議会議場

- 第1 議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例及び鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1及び日程第2

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	加	嶋	辰	史	2番	加	藤	茂	樹
3番	浅	野	博	文	4番	岩	永	安	子
5番	勝	田	鮮	二	6番	西	村	紳	一 郎
7番	岡	田	信	俊	8番	平	野	真	理 子
9番	川	西	美	恵 子	10番	尾	島		勲
11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	14番	橋	本		恒
15番	寺	坂	寛	夫	16番	伊	藤	幾	子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄	一

~~~~~

欠 席 議 員 （ な し ）

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	深 澤 義 彦
副 管 理 者	岩 美 町 長	長 戸 清
副 管 理 者	智 頭 町 長	金 兒 英 夫
副 管 理 者	若 桜 町 長	上 川 元 張
副 管 理 者	八 頭 町 長	吉 田 英 人
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	羽 場 恭 一
事 務 局 長		鹿 田 哲 生
消 防 局 長		鹿 田 幸 人
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	横 尾 賢 二

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |                         |           |
|---------|-------------------------|-----------|
| 書 記 長   | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 長       | 保 木 本 英 明 |
| 書 記 次 長 | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長     | 一 村 泰 志   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長 | 谷 島 孝 子   |
| 書 記     | 鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 事     | 福 田 佳 菜   |

~~~~~

午前10時0分 開議

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告します。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

昨日、開催されました環境衛生委員会におきまして、委員長に14番、橋本恒議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

第 1 議案第 13 号令和 6 年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第 16 号損害賠償の額
及び和解についてまで（委員長報告・質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第1、議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算から議案第16号損害賠償の額及び和解についてまで、以上4案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。各常任委員長の報告を求めます。

総務福祉消防委員長、17番、長坂則翁議員。

〔17番長坂則翁議員 登壇〕

◆17番長坂則翁 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、議案第15号業務委託契約の締結について、議案第16号損害賠償の額及び和解について、以上4案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 環境衛生委員長、14番、橋本恒議員。

〔14番橋本恒議員 登壇〕

◆14番橋本恒 議員 環境衛生委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会の所管に属する部分、以上2案は、いずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議案第13号令和6年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算を電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度鳥取県東部広域行政管理組合歳入歳出決算の認定についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は認定されました。

次に、議案第15号業務委託契約の締結についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号損害賠償の額及び和解についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

[各議員ボタンを押す]

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例及び鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第2、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正について及び議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例及び鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。2案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

まず、議員提出議案第1号鳥取県東部広域行政管理組合議会会議規則の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例及び鳥取県東部広域行政管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和6年10月鳥取県東部広域行政管理組合議会定例会を閉会します。

午前10時11分 閉会